

# 昭和四十四年法律第六十四号

## 職業能力開発促進法

目次

第一章 総則（第一条—第四条）
第二章 職業能力開発計画（第五条—第七条）
第三章 職業能力開発の促進
第一節 事業主等の行う職業能力開発促進の措置（第八条—第十四条）
第二節 国及び都道府県による職業能力開発促進の措置（第十四条の二—第十五条の六）
第三節 国及び都道府県等による職業訓練の実施等（第十五条の七—第二十三条）
第四節 事業主等の行う職業訓練の認定等（第二十四条—第二十六条の二）
第五節 実習併用職業訓練実施計画の認定等（第二十六条の三—第二十六条の七）
第六節 職業能力開発総合大学校（第二十七条）
第七節 職業訓練指導員等（第二十七条の二—第三十条の二）
第八節 キャリアコンサルタント（第三十条の三—第三十条の二十九）
第四章 職業訓練法人（第三十一条—第四十三条）
第五章 職業能力検定
第一節 技能検定（第四十四条—第五十条）
第二節 補則（第五十条の二—第五十一条）
第六章 職業能力開発協会
第一節 中央職業能力開発協会（第五十二条—第七十八条）
第二節 都道府県職業能力開発協会（第七十九条—第九十条）
第七章 雜則（第九十一条—第九十九条）
第八章 罰則（第九十九条の二—第一百八条）
附則

### 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第二百三十二号）と相まって、職業訓練及び職業能力検定の内容の充実強化及びその実施の円滑化のための施策並びに労働者が自ら職業に関する教育訓練又は職業能力検定を受ける機会を確保するための施策等を総合的かつ計画的に講ずることにより、職業に必要な労働者の能力を開発し、及び向上させることを促進し、もつて、職業の安定と労働者の地位の向上を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。

（定義）この法律において「労働者」とは、事業主に雇用される者（船員職業安定法（昭和二十三年法律第二百三十号）第六条第一項に規定する船員を除く。第九十五条第二項において「雇用労働者」という。）及び求職者（同法第六条第一項に規定する船員となるうとする者を除く。以下同じ。）をいう。

この法律において「職業能力」とは、職業に必要な労働者の能力をいう。

この法律において「職業生活設計」とは、労働者が、自らの長期にわたる職業生活における職業に関する目的を定めるとともに、その目的の実現を図るために、その適性、職業経験その他の実情に応じ、職業の選択、職業能力の開発及び向上のための取組その他の事項について自ら計画することをいう。

この法律において「キャリアコンサルティング」とは、労働者の職業の選択、職業生活設計又は職業能力の開発及び向上に関する相談に応じ、助言及び指導を行うことをいう。

（職業能力開発促進の基本理念）

第三条 労働者がその職業生活の全期間を通じてその有する能力を有効に發揮できるようにすることが、職業の安定及び労働者の地位の向上のために不可欠であるとともに、経済及び社会の発展

の基礎をなすものであることにかんがみ、この法律の規定による職業能力の開発及び向上の促進は、産業構造の変化、技術の進歩その他の経済的環境の変化による業務の内容の変化に対する労働者の適応性を増大させ、及び転職に当たつての円滑な再就職に資するよう、労働者の職業生活設計に配慮しつつ、その職業生活の全期間を通じて段階的かつ体系的に行われることを基本理念とする。

第三条の二 労働者の自発的な職業能力の開発及び向上の促進は、前条の基本理念に従い、職業生活設計に即して、必要な職業訓練及び職業に関する教育訓練を受ける機会が確保され、並びに必要な実務の経験がなされ、並びにこれらにより習得された職業に必要な技能及びこれに関する知識の適正な評価を行うことによつて図られなければならない。
2 職業訓練は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による学校教育との重複を避け、かつ、これとの密接な関連の下に行われなければならない。
3 青少年に対する職業訓練は、特に、その個性に応じ、かつ、その適性を生かすように配慮するとともに、有為な職業人として自立しようとする意欲を高めることができるように行われなければならない。
4 身体又は精神に障害がある者等に対する職業訓練は、特にこれらの者の身体的又は精神的な事情等に配慮して行われなければならない。
5 技能検定その他の職業能力検定は、職業能力の評価に係る客観的かつ公正な基準の整備及び試験その他の評価方法の充実が図られ、並びに職業訓練、職業に関する教育訓練及び実務の経験を通じて習得された職業に必要な技能及びこれに関する知識についての評価が適正になされるように行われなければならない。
6 第三条の三 労働者は、職業生活設計を行い、その職業生活設計に即して自発的な職業能力の開発及び向上に努めるものとする。
（関係者の責務）
第四条 事業主は、その雇用する労働者に対し、必要な職業訓練を行ふとともに、その労働者が自ら職業に関する教育訓練又は職業能力検定を受ける機会を確保するために必要な援助その他その労働者が職業生活設計に即して自発的な職業能力の開発及び向上を図ることを容易にするために必要な援助を行うこと等によりその労働者に係る職業能力の開発及び向上の促進に努めなければならない。
2 国及び都道府県は、事業主その他の関係者の自主的な努力を尊重しつつ、その実情に応じて必要な援助等を行うことにより事業主その他の関係者の行う職業訓練及び職業能力検定の振興並びにこれら的内容の充実並びに労働者が自ら職業に関する教育訓練又は職業能力検定を受けける機会を確保するために事業主の行う援助その他労働者が職業生活設計に即して自発的な職業能力の開発及び向上を図ることを容易にするために事業主の講ずる措置等の奨励に努めるとともに、職業を転換しようとする労働者その他職業能力の開発及び向上について特に援助を必要とする者に対する職業訓練の実施、事業主、事業主の団体等により行われる職業訓練の状況等にかんがみ必要とされる職業訓練の実施、労働者が職業生活設計に即して自発的な職業能力の開発及び向上を行ふことを容易にするための援助、技能検定の円滑な実施等に努めなければならない。
（第二章 職業能力開発計画）
第五条 厚生労働大臣は、職業能力の開発（職業訓練、職業能力検定その他この法律の規定による職業能力の開発及び向上をいう。次項及び第七条第一項において同じ。）に関する基本となるべき計画（以下「職業能力開発基本計画」という。）を策定するものとする。
2 職業能力開発基本計画に定める事項は、次のとおりとする。
一 技能労働力等の労働力の需給の動向に関する事項
二 職業能力の開発の実施目標に関する事項
三 職業能力の開発について講じようとする施策の基本となるべき事項



## (計画的な職業能力開発の促進)

**第十一條** 事業主は、その雇用する労働者に係る職業能力の開発及び向上が段階的かつ体系的に行われることを促進するため、第九条から第十条の四までに定める措置に関する計画を作成するよう努めなければならない。

事業主は、前項の計画を作成したときは、その計画の内容をその雇用する労働者に周知させるために必要な措置を講ずることによりその労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開發及び向上を促進するよう努めるとともに、次条の規定により選任した職業能力開発推進者を有効に活用することによりその計画の円滑な実施に努めなければならない。

(職業能力開発推進者)

**第十二条** 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる業務を担当する者(以下「職業能力開発推進者」という)を選任するよう努めなければならない。

一 前条第一項の計画の作成及びその実施に関する業務

二 第九条から第十条の四までに定める措置に関する、その雇用する労働者に対する相談、指導等の業務

三 事業主に対して、国、都道府県又は中央職業能力開発協会若しくは都道府県職業能力開発協会(以下この号において「国等」という。)により前条第一項の計画の作成及び実施に関する助言及び指導その他の援助等が行われる場合にあつては、国等との連絡に関する業務

(熟練技能等の習得の促進)

**第十二条の二** 事業主は、必要に応じ、労働者がその習得に相当の期間を要する熟練した技能及びこれに関する知識(以下この条において「熟練技能等」という。)に関する情報を体系的に管理し、提供することその他の必要な措置を講ずることにより、その雇用する労働者の熟練技能等の効果的かつ効率的な習得による職業能力の開発及び向上の促進に努めなければならない。

厚生労働大臣は、前項の規定により労働者の熟練技能等の習得を促進するために事業主が講ずる措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を公表するものとする。

(認定職業訓練の実施)

**第十三条** 事業主、事業主の団体若しくはその連合団体、職業訓練法人若しくは中央職業能力開発協会若しくは都道府県職業能力開発協会又は一般社団法人若しくは一般財團法人、法人である労働組合その他の営利を目的としない法人で、職業訓練を行い、若しくは行おうとするもの(以下「事業主等」と総称する。)は、第四節及び第七節に定めるところにより、当該事業主等の行う職業訓練が職業訓練の水準の維持向上のための基準に適合するものであるとの認定を受けて、当該職業訓練を実施することができる。

(認定実習併用職業訓練の実施)

**第十四条** 事業主は、第五節に定めるところにより、当該事業主の行う実習併用職業訓練(第十条の二第二項に規定する実習併用職業訓練をいう。以下同じ。)の実施計画が青少年(厚生労働省令で定める者に限る。以下同じ。)の実践的な職業能力の開発及び向上を図るために効果的であるとの認定を受けて、当該実習併用職業訓練を実施することができる。

(多様な職業能力開発の機会の確保)

**第十四条の二** 国及び都道府県は、労働者が多様な職業訓練を受けること等により職業能力の開発及び向上を図ることができるように、その機会の確保について、第十三条に定めるものほか、この節及び次節に定める措置を通じて、配慮するものとする。

(協議会)

**第十五条** 都道府県の区域において職業訓練に関する事務及び事業を行う国及び都道府県の機関(以下この項において「関係機関」という。)は、地域の実情に応じた職業能力の開発及び向上の促進のための取組が適切かつ効果的に実施されるようにするため、関係機関及び次に掲げる者により構成される協議会(以下この条において単に「協議会」という。)を組織することができる。

一 第十五条の七第三項に規定する公共職業能力開発施設を設置する市町村

## 二 職業訓練若しくは職業に関する教育訓練を実施する者又はその団体

## 三 労働者団体

## 四 事業主団体

## 五 職業安定法(昭和二十二年法律第二百四十一号)第四条第十項に規定する職業紹介事業者若しくは同条第十一項に規定する特定募集情報等提供事業者又はこれらの団体

## 六 学識経験者

七 その他関係機関が必要と認める者

協議会は、職業能力の開発及び向上の促進に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図りつつ、都道府県の区域における職業訓練及び職業に関する教育訓練の需要及び実施の状況その他の地域の実情に応じた適切かつ効果的な職業訓練及び職業に関する教育訓練の実施並びにキャリアコンサルティングの機会の確保その他の職業能力の開発及び向上の促進のための取組について協議を行ふものとする。

協議会の事務に従事する者は、正当な理由なく、協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に従事してはならない。

事務に従事する者は、協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事してはならない。

前項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に従事する必要な事項は、協議会が定める。

(事業主その他の関係者に対する援助)

**第十五条の二** 国及び都道府県は、事業主等の行う職業訓練及び職業能力検定並びに労働者が自ら職業に関する教育訓練又は職業能力検定を受ける機会を確保するために必要な援助その他労働者が職業生活設計に即して自発的な職業能力の開発及び向上を図ることを容易にする等のために事業主の講ずる措置に従事し、次の援助を行うよう努めなければならない。

一 第十条の三第一項第一号のキャリアコンサルティングに関する講習の実施

二 第十一条の計画の作成及び実施に関する助言及び指導を行うこと。

三 職業能力の開発及び向上の促進に従事する技術的事項について相談その他の援助を行うこと

(キャリアコンサルティングの機会の確保に係るもの)。

四 情報及び資料を提供すること。

五 職業能力開発推進者に対する講習の実施及び職業能力開発推進者相互の啓発の機会の提供を行ふこと。

六 第二十七条第一項に規定する職業訓練指導員を派遣すること。

七 委託を受けて職業訓練の一部を行うこと。

八 前各号に掲げるもののほか、第十五条の七第三項に規定する公共職業能力開発施設を使用させれる等の便益を提供すること。

2 第四号に掲げる援助を行うよう努めなければならない。

3 国は、事業主等及び労働者に対する第一項第二号から第四号までに掲げる援助を適切かつ効果的に行うため必要な施設の設置等特別の措置を講ずることができる。

4 第一項及び第二項の規定により国及び都道府県が事業主等及び労働者に対して援助を行う場合には、中央職業能力開発協会又は都道府県職業能力開発協会と密接な連携の下に行うものとする。

(事業主等に対する助成等)

**第十五条の三** 国は、事業主等の行う職業訓練及び職業能力検定の振興を図り、及び労働者に対する第十条の四第二項に規定する有給教育訓練休暇の付与その他の労働者が自ら職業に関する教育訓練又は職業能力検定を受ける機会を確保するための援助その他労働者が第十五条の七第三項に規定する公共職業能力開発施設等の行う職業訓練、職業能力検定等を受けることを容易にするための援助等の措置が事業主によつて講ぜられることを奨励するため、事業主等に対する助成その他必要な措置を講ずることができる。

(職務経歴等記録書の普及)

**第十五条の四** 国は、労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上を促進するため、労働者の職務の経歴、職業能力その他の労働者の職業能力の開発及び向上に関する事項を



のとし、その他の事項については同項に規定する厚生労働省令で定める基準を参考するものとする。

**(教材)** 第二十一条 公共職業能力開発施設の行う普通職業訓練又は高度職業訓練（以下「公共職業訓練」といいう。）においては、厚生労働大臣の認定を受けた教科書その他の教材を使用するよう努めなければならない。（技能照査）

第二十一条 公共職業能力開発施設の長は、公共職業訓練（長期間の訓練課程のものに限る。）を受ける者に対して、技能及びこれに関する知識の照査（以下この条において「技能照査」といいう。）を行わなければならない。

二 技能照査した者は、技能士補と称することができる。

三 技能照査の基準その他技能照査の実施に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。（修了証書）

第二十二条 公共職業能力開発施設の長は、公共職業訓練を修了した者に対して、厚生労働省令で定めるところにより、修了証書を交付しなければならない。（職業訓練を受ける求職者に対する措置）

第二十三条 公共職業訓練のうち、次に掲げるものは、無料とする。

一 国が設置する職業能力開発促進センターにおいて職業の転換を必要とする求職者その他の厚生労働省令で定める求職者に対して行う普通職業訓練（短期間の訓練課程で厚生労働省令で定めるものに限る。）

二 国が設置する障害者職業能力開発校において求職者に対して行う職業訓練（厚生労働省令で定める基準を参考して当該都道府県又は市町村の条例で定めるものに限る。）

三 都道府県又は市町村が設置する公共職業能力開発施設の行う職業訓練（厚生労働省令で定めて職業の転換を必要とする求職者その他の厚生労働省令で定めるものに限る。）並びに障害者職業能力開発校において職業訓練を受ける求職者に対して行う普通職業訓練（短期間の訓練課程で厚生労働省令で定めるものに限る。）並びに障害者職業能力開発校において求職者に対して行う職業訓練を受ける求職者に対して、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の規定に基づき、手当を支給することができる。

#### 第四節 事業主等の行う職業訓練の認定等

##### （都道府県知事による職業訓練の認定）

第二十四条 都道府県知事は、事業主等の申請に基づき、当該事業主等の行う職業訓練について、第一項の厚生労働省令で定める基準に適合するものであるとの認定をすることができる。

二 関するときは、この限りでない。

三 都道府県知事は、前項の認定をしようとする場合において、当該職業訓練を受ける労働者が労働基準法第七十条の規定に基づく厚生労働省令又は労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十一条第四項の規定に基づく厚生労働省令の適用を受けるべきものであるときは、厚生労働省令で定める場合を除き、都道府県労働局長の意見を聴くものとする。

二 都道府県知事は、第一項の認定に係る職業訓練（以下「認定職業訓練」という。）が第十九条第一項の厚生労働省令で定める基準に適合するものであるとの認定をすることができる。

二 関するときは、この限りでない。

三 都道府県知事は、第一項の認定に基づく厚生労働省令又は労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十一条第四項の規定に基づく厚生労働省令の適用を受けるべきものであるときは、厚生労働省令で定める場合を除き、都道府県労働局長の意見を聴くものとする。

**(事業主等の設置する職業訓練施設)** 第二十五条 認定職業訓練を行う事業主等は、厚生労働省令で定めるところにより、職業訓練施設として職業能力開発校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校又は職業能力開発促進センターを設置することができる。（事業主等の協力）

第二十六条 認定職業訓練を行う事業主等は、その事業に支障のない範囲内で、認定職業訓練のための施設を他の事業主等の行う職業訓練のために使用させ、又は委託を受けて他の事業主等による労働者に対して職業訓練を行うよう努めるものとする。（準用）

第二十六条の二 第二十条から第二十二条までの規定は、認定職業訓練について準用する。この場合において、第二十一条第一項及び第二十二条中「公共職業能力開発施設の長」とあるのは、「認定職業訓練を行う事業主等」と読み替えるものとする。

#### 第五節 実習併用職業訓練実施計画の認定等

第二十六条の三 実習併用職業訓練を実施しようとする事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、実習併用職業訓練の実施計画（以下この節において「実施計画」という。）を作成し、厚生労働大臣の認定を申請することができる。

二 実施計画には、実習併用職業訓練に関する次に掲げる事項を記載しなければならない。

##### 一 対象者

##### 二 期間及び内容

##### 三 職業能力の評価の方法

##### 四 訓練を担当する者

##### 五 その他厚生労働省令で定める事項

三 厚生労働大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その実施計画が青少年の実践的な職業能力の開発及び向上を図るために効果的な実習併用職業訓練に関する基準として厚生労働省令で定める基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

（実施計画の変更等）

第二十六条の四 前条第三項の認定を受けた事業主（以下「認定事業主」という。）は、当該認定に係る実施計画を変更しようとするときは、厚生労働大臣の認定を受けなければならない。

二 厚生労働大臣は、前条第三項の認定に係る実施計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下この節において「認定実施計画」という。）が、同条第三項の厚生労働省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき、又は認定事業主が認定実施計画に従つて実習併用職業訓練を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

三 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。（表示等）

第二十六条の五 認定事業主は、認定実施計画に係る実習併用職業訓練（以下「認定実習併用職業訓練」という。）を実施するときは、労働者の募集の広告その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に、厚生労働省令で定めるところにより、当該認定実習併用職業訓練が実施計画の認定を受けている旨の表示を付することができる。

二 何人も、前項の規定による場合を除くほか、広告等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

三 委託募集の特例等）

第二十六条の六 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（認定事業主に限る。以下同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして認定実習併用職業訓練を担当する者（以下「訓練担当者」という。）の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事し業主については、適用しない。

2	この条及び次条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
1	中小事業主 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第二条第一項第一号から第三号までに掲げる者をいう。
2	二 承認中小事業主団体 事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。以下この号において「事業協同組合等」という。）であつて、その構成員である中小事業主に対し、その認定実習併用職業訓練の適切かつ有効な実施を図るために人材確保に関する相談及び援助を行うものとして、当該事業協同組合等の申請に基づき厚生労働大臣がその定める基準により適当であると承認したものをいう。
3	三 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項第二号の相談及び援助を行うものとして適当でなくなつたと認めるときは、同号の承認を取り消すことができる。
4	4 第一項の承認中小事業主団体は、当該募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の訓練担当者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
5	5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして訓練担当者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして訓練担当者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは、「職業能力開発促進法第二十六条の六第四項の規定による届出をして同条第一項に規定する訓練担当者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
6	6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして職業能力開発促進法第二十六条の六第一項に規定する訓練担当者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同条中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「職業能力開発促進法第二十六条の六第四項の規定による届出をして同条第一項に規定する訓練担当者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。
7	7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第一項第二号の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。
第二十六条の七	公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして訓練担当者の募集に従事する承認中小事業主団体に対し、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施の促進に努めなければならない。
第六節 職業能力開発総合大学校	
2	2 職業能力開発総合大学校は、前項に規定する業務を行うほか、この法律の規定による職業能力の開発及び向上に関する業務で厚生労働省令で定めるものを行うことができる。
3	3 国は、職業能力開発総合大学校を設置する。
4	4 職業能力開発総合大学校でないものは、その名称中に職業能力開発総合大学校という文字を用いてはならない。
5	5 第十五条の七第二項及び第四項（第二号を除く。）、第十六条第三項（国が設置する公共職業能力開発施設に係る部分に限る。）及び第五項並びに第二十三条第三項及び第四項の規定は職業能開発総合大学校について、第十九条から第二十二条までの規定は職業能力開発総合大学校において行う職業訓練について準用する。この場合において、第十五条の七第二項中「当該各号に規定する職業訓練」とあり、及び同条第四項中「第一項各号に規定する職業訓練」とあるのは「第二十七条第一項に規定する業務」と、第二十一条第一項及び第二十二条中「公共職業能力開発施設」とあるのは「職業能力開発総合大学校」と、第二十三条第三項及び第四項中「公共職業訓練を受ける」とあるのは「指導員訓練（第二十七条第一項に規定する指導員訓練をいう。）又は職業訓練を受ける」と読み替えるものとする。
6	6 第二十七条の二 指導員訓練の訓練課程の区分及び訓練課程ごとの教科、訓練時間、設備その他の事項に関する基準については、厚生労働省令で定める。
7	7 第二十二条及び第二十四条第一項から第三項までの規定は、指導員訓練について準用する。この場合において、第二十二条中「公共職業能力開発施設の長」とあるのは「職業能力開発総合大学校の長及び第二十七条の二第二項において準用する第二十四条第一項の認定に係る第二十七条第一項に規定する指導員訓練を行う事業主等」と、第二十四条第一項及び第三項中「第十九条第一項」とあるのは「第二十七条の二第一項」と読み替えるものとする。 (職業訓練指導員免許)
第二十八条	准則訓練のうち普通職業訓練（短期間の訓練課程で厚生労働省令で定めるものを除く。以下この項において同じ。）における職業訓練指導員は、都道府県知事の免許を受けた者（都道府県又は市町村が設置する公共職業能力開発施設の行う普通職業訓練における職業訓練指導員にあつては、厚生労働省令で定める基準に従い当該都道府県又は市町村の条例で定める者）でなければならぬ。
1	1 前項の免許（以下「職業訓練指導員免許」という。）は、厚生労働省令で定める職種ごとに行なう。
2	2 前項の免許（以下「職業訓練指導員免許」という。）は、厚生労働省令で定める職種ごとに行なう。
3	3 職業訓練指導員免許は、申請に基づき、次の各号のいずれかに該当する者に対して、免許証を交付して行なう。
4	4 一 指導員訓練のうち厚生労働省令で定める訓練課程を修了した者 二 第三十条第一項の職業訓練指導員試験に合格した者 三 職業訓練指導員の業務に関して前二号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者
5	5 前項第三号に掲げる者の範囲は、厚生労働省令で定める。
6	6 次の各号のいずれかに該当する者は、第三項の規定にかかるわらず、職業訓練指導員免許を受けることができない。
7	7 心身の故障により職業訓練指導員の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの 二 禁錮以上の刑に処せられた者 三 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から二年を経過しない者
第二十七条	職業能力開発総合大学校は、公共職業訓練その他の職業訓練の円滑な実施その他職業能力の開発及び向上の促進に資するため、公共職業訓練及び認定職業訓練（以下「準則訓練」という。）において訓練を担当する者（以下「職業訓練指導員」という。）にならうとする者又は職業訓練指導員に対し、必要な技能及びこれに関する知識を付与することによって、職業訓練指導員を養成し、又はその能力の向上に資するための訓練（以下「指導員訓練」という。）、「職業訓練」のうち準則訓練の実施の円滑化に資するものとして厚生労働省令で定めるもの並びに職業能力の開発及び向上に関する調査及び研究を総合的に行うものとする。
第二十九条	都道府県知事は、職業訓練指導員免許を受けた者が前条第五項第一号又は第二号に該当するに至つたときは、当該職業訓練指導員免許を取り消さなければならない。

2 都道府県知事は、職業訓練指導員免許を受けた者に職業訓練指導員としてふさわしくない非行があつたときは、当該職業訓練指導員免許を取り消すことができる。

(職業訓練指導員試験)

第三十条 職業訓練指導員試験は、厚生労働大臣が毎年定める職業訓練指導員試験に関する計画に従い、都道府県知事が行う。

2 前項の職業訓練指導員試験（以下「職業訓練指導員試験」という。）は、実技試験及び学科試験によつて行なつ。

3 職業訓練指導員試験を受けることができる者は、次の者とする。

一 第四十四条第一項の技能検定に合格した者

二 厚生労働省令で定める実務の経験を有する者

三 前二号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者

4 前項第三号に掲げる者の範囲は、厚生労働省令で定める。

5 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、一定の資格を有する者に対して、第二項の実技試験又は学科試験の全部又は一部を免除することができる。

6 第二十八条第五項第二号又は第三号に該当する者は、職業訓練指導員試験を受けることができる。

(職業訓練指導員資格の特例)

第三十条の二 準則訓練のうち高度職業訓練（短期間の訓練課程で厚生労働省令で定めるものを除く。以下この項において同じ。）における職業訓練指導員は、当該訓練に係る教科につき、第十二条第三項各号に掲げる者と同等以上の能力を有する者のうち、相当程度の知識又は技能を有する者として厚生労働省令で定める者（都道府県又は指定都市が設置する公共職業能力開発施設の行う高度職業訓練にあつては、厚生労働省令で定める基準を参照して当該都道府県又は指定都市の条例で定める者）であつて、同条第五項各号のいずれかに該当する者以外の者でなければならない。

2 第二十八条第一項に規定する職業訓練（都道府県又は市町村が設置する公共職業能力開発施設の行うものを除く。）における職業訓練指導員について、当該職業訓練指導員が当該職業訓練に係る教科につき同条第三項各号に掲げる者と同等以上の能力を有する者として厚生労働省令で定める者（同条第五項各号のいずれかに該当する者を除く。）に該当するときは、当該教科においては、同条第一項の規定にかかわらず、職業訓練指導員免許を受けた者であることを要しない。

## 第八節 キヤリアコンサルタント

(業務)

第三十条の三 キヤリアコンサルタントは、キヤリアコンサルタントの名称を用いて、キヤリアコンサルティングを行うことを業とする。

(キヤリアコンサルタント試験)

第三十条の四 キヤリアコンサルタント試験は、厚生労働大臣が行う。

2 前項のキヤリアコンサルタント試験（以下この節において「キヤリアコンサルタント試験」という。）は、学科試験及び実技試験によつて行なう。

3 次の各号のいずれかに該当する者でなければ、キヤリアコンサルタント試験を受けることができない。

三 前二号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの

二 厚生労働省令で定める資格を有する者との課程を修了した者

三 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定める実務の経験を有する者

4 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定める資格を有する者に対し、第二項の学科試験又は実技試験の全部又は一部を免除することができる。

(登録試験機関の登録)

第三十条の五 厚生労働大臣は、厚生労働大臣の登録を受けた法人（以下「登録試験機関」という。）に、キヤリアコンサルタント試験の実施に関する業務（以下「資格試験業務」という。）を行わせることができる。

2 前項の登録を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 名称及び住所並びに代表者の氏名

二 資格試験業務を行う事業所の所在地

三 前二号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

4 厚生労働大臣は、第一項の規定により登録試験機関に資格試験業務を行わせるときは、資格試験業務を行わないものとする。

## (欠格条項)

第三十条の六 厚生労働大臣は、前条第二項の規定により登録の申請を行う者（以下この条及び次条において「申請者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、登録をしてはならない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第三十条の十五の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 申請者の役員のうちに第一号に該当する者がある者

四 申請者の役員のうちに第三十条の十二第一項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者がある者

(登録の要件等)

第三十条の七 厚生労働大臣は、申請者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、厚生労働省令で定める。

一 次に掲げる科目について試験を行うこと。

イ この法律その他関係法令に関する科目

ロ キヤリアコンサルティングの理論に関する科目

ハ キヤリアコンサルティングの実務に関する科目

ニ その他厚生労働省令で定める科目

二 次に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する試験委員が試験の問題の作成及び採点を行うこと。

イ 学校教育法による大学において心理学、社会学若しくは経営学に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者

ロ キヤリアコンサルティングに五年以上従事した経験を有する者

ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

三 資格試験業務の信頼性の確保のための次に掲げる措置がとられていること。

イ 資格試験業務に関する規程（試験に関する秘密の保持に関することを含む。以下「試験業務規程」という。）に従い資格試験業務の管理を行う専任の部門を置くこと。

ロ イに掲げるもののほか、資格試験業務の信頼性を確保するための措置として厚生労働省令で定めるもの

四 債務超過の状態にないこと。

2 第三十条の五第一項の登録は、登録試験機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

三 第三十条の五第二項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

一 第三十条の五第二項各号に掲げる事項

(登録事項等の変更の届出)

**第三十条の八** 登録試験機関は、前条第二項第二号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

2 登録試験機関は、役員又は試験委員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(試験業務規程)

**第三十条の九** 登録試験機関は、試験業務規程を定め、資格試験業務の開始前に、厚生労働大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 試験業務規程には、資格試験業務の実施方法、試験に関する料金その他厚生労働省令で定める事項を定めなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の認可をした試験業務規程が試験の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、登録試験機関に対し、その試験業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(資格試験業務の休廃止)

**第三十条の十** 登録試験機関は、厚生労働大臣の許可を受けなければ、資格試験業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

**第三十条の十一** 登録試験機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(これらの作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び百五条の二において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間、その事務所に備えて置かなければならない。キヤリアコンサルタント試験を受けようとする者その他の利害関係人は、登録試験機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録試験機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求  
二 前号の書面の謄本又は抄本の請求  
三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したもののが閲覧又は謄写の請求  
四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものをいう。)により提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(解任命令)

**第三十条の十二** 厚生労働大臣は、登録試験機関の役員又は試験委員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは处分若しくは試験業務規程に違反する行為をしたとき、又は資格試験業務の実施に著しく不適当な行為をしたときは、登録試験機関に対し、当該役員又は試験委員の解任を命ずることができる。  
2 前項の規定による命令により試験委員の職を解任され、解任の日から二年を経過しない者は、試験委員となることができない。(秘密保持義務等)

**第三十条の十三** 登録試験機関の役員若しくは職員(試験委員を含む。次項において同じ。)又はこれらの中の職についた者は、資格試験業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 資格試験業務に従事する登録試験機関の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)(適合命令等)  
第三十条の十四 厚生労働大臣は、登録試験機関が第三十条の七第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該登録試験機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 厚生労働大臣は、前項に定めるもののか、資格試験業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録試験機関に対し、資格試験業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(登録の取消し等)

**第三十条の十五** 厚生労働大臣は、登録試験機関が第三十条の六各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、その登録を取り消さなければならぬ。  
2 厚生労働大臣は、登録試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録試験機関に対し、その登録を取り消し、又は期間を定めて資格試験業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。  
一 不正の手段により第三十条の五第一項の登録を受けたとき。  
二 第三十条の九第一項の認可を受けた試験業務規程によらないで資格試験業務を行つたとき。  
三 第三十条の九第三項、第三十条の十二第一項又は前条の規定による命令に違反したとき。  
四 第三十条の十、第三十条の十一第一項又は次条の規定に違反したとき。  
五 正当な理由がないのに第三十条の十一第二項の規定による請求を拒んだとき。

**第三十条の十六** 登録試験機関は、帳簿を備え、資格試験業務に関し厚生労働省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。  
(報告等)

**第三十条の十七** 厚生労働大臣は、資格試験業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録試験機関に対して資格試験業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、登録試験機関の事務所に立ち入り、資格試験業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。  
3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公示)

**第三十条の十八** 厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第三十条の五第一項の登録をしたとき。  
二 第三十条の八第一項の規定による届出があつたとき。  
三 第三十条の十の許可をしたとき。

四 第三十条の十五の規定により登録を取り消したとき。

五 第三十条の十五第二項の規定により資格試験業務の全部又は一部の停止の命令をしたとき。(キヤリアコンサルタントの登録)

**第三十条の十九** キヤリアコンサルタント試験に合格した者は、厚生労働省に備えるキヤリアコンサルタント名簿に、氏名、事務所の所在地その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けて、キヤリアコンサルタントとなることができる。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の登録を受けることができない者として厚生労働省令で定めるもの  
一 この法律及びこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者  
四 第三十条の二十二第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

3 第一項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

4 前項の更新に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

**第三十条の二十** 厚生労働大臣は、キヤリアコンサルタントの登録をしたときは、申請者に前条第一項に規定する事項を記載したキヤリアコンサルタント登録証（次条第二項において「登録証」という。）を交付する。

#### （登録事項の変更の届出等）

**第三十条の二十一** 厚生労働大臣は、キヤリアコンサルタントは、第三十条の十九第一項に規定する事項に変更があるときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

2 キヤリアコンサルタントは、前項の規定による届出をするときは、当該届出に登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。

#### （登録の取消し等）

**第三十条の二十二** 厚生労働大臣は、キヤリアコンサルタントが第三十条の十九第二項第一号から第三号までのいずれかに該当するに至つたときは、その登録を取り消さなければならない。

2 厚生労働大臣は、キヤリアコンサルタントが第三十条の二十七の規定に違反したときは、その登録を取り消し、又は期間を定めてキヤリアコンサルタントの名称の使用の停止を命ずることができる。

#### （登録の消除）

**第三十条の二十三** 厚生労働大臣は、キヤリアコンサルタントの登録がその効力を失つたときは、その登録を消除しなければならない。

#### （指定登録機関の指定）

**第三十条の二十四** 厚生労働大臣は、厚生労働大臣の指定する者（以下「指定登録機関」という。）に、キヤリアコンサルタントの登録の実施に関する事務（以下「登録事務」という。）を行わせることができる。

#### 2 前項の指定は、登録事務を行おうとする者の申請により行う。

3 指定登録機関が登録事務を行う場合における第三十条の十九第一項、第三十条の二十、第三十条の二十一第一項及び前条の規定の適用については、第三十条の十九第一項中「厚生労働省」にとあるのは「指定登録機関」にと、第三十条の二十、第三十条の二十一第一項及び前条中「厚生労働大臣」とあるのは「指定登録機関」とする。（指定の基準）

**第三十条の二十五** 厚生労働大臣は、他に指定を受けた者がなく、かつ、前条第二項の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

一 職員、設備、登録事務の実施の方法その他の事項についての登録事務の実施に関する計画が、登録事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の登録事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三 営利を目的としない法人であること。

#### （指定登録機関の指定等についての準用）

**第三十条の二十六** 第三十条の五第三項、第三十条の六、第三十条の八第二項、第三十条の九、第

三十条の十、第三十条の十二第一項及び第三十条の十三から第三十条の十八まで（第三十条の十五第二項第五号及び第三十条の十八第二号を除く。）の規定は、第三十条の二十四第一項の指定、

指定登録機関及び登録事務について準用する。この場合において第三十条の五第三項中「第一項」とあるのは「第三十条の二十四第一項」と、第三十条の六中「前条第二項」とあるのは「第一

三十条の二十四第二項」と、第三十条の八第二項中「役員又は試験委員」とあるのは「役員」と、第三十条の九第一項中「試験業務規程」とあるのは「登録事務に関する規程（以下「登録事務規程」という。）」と、同条第二項中「試験業務規程」とあるのは「登録事務規程」と、「実施

方法、試験に関する料金」とあるのは「実施方法」と、同条第三項中「試験業務規程」とあるのは「登録事務規程」と、「試験の」とあるのは「登録事務の」と、第三十条の十二第一項中「役員又は試験委員」とあるのは「役員」と、「試験業務規程」とあるのは「登録事務規程」と、第三十条の十三第一項中「職員（試験委員を含む。次項において同じ。）」とあるのは「職員」と、第三十条の十四第一項中「第三十条の七第一項各号」とあるのは「第三十条の二十五各号」と、第三十条の十五第二項第一号中「第三十条の五第一項」とあるのは「第三十条の二十四第一項」と、同項第二号中「試験業務規程」とあるのは「登録事務規程」と、同項第四号中「第三十条の十、第三十条の十一第一項」とあるのは「第三十条の十」と、第三十条の十八第一号中「第三十条の五第一項」とあるのは「第三十条の二十四第一項」と読み替えるものとする。（義務）

**第三十条の二十七** キヤリアコンサルタントは、キヤリアコンサルタントの信用を傷つけ、又はキヤリアコンサルタント全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

2 キヤリアコンサルタントは、その業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。キヤリアコンサルタントでなくなつた後においても、同様とする。（名称の使用制限）

**第三十条の二十八** キヤリアコンサルタントでない者は、キヤリアコンサルタント又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

**第三十条の二十九** この節に定めるもののほか、キヤリアコンサルタント試験、キヤリアコンサルタントの登録その他この節の規定の施行に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

**第四章 職業訓練法人**

**第三十二条** 職業訓練法人は、法人とする。（人格等）

**第三十三条** 認定職業訓練を行なう社団又は財団は、この法律の規定により職業訓練法人とすることができる。

**第三十四条** 職業訓練法人は、認定職業訓練を行なうほか、次の業務の全部又は一部を行なうことができる。

一 職業訓練に関する調査及び資料の提供を行うこと。

二 職業訓練法人でないものは、その名称中に職業訓練法人という文字を用いてはならない。

（業務）

**第三十五条** 職業訓練法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前号に掲げるもののほか、職業訓練その他この法律の規定による職業能力の開発及び向上に關し必要な業務を行うこと。

3 前号に掲げるもののほか、職業訓練その他この法律の規定による職業能力の開発及び向上に關し必要な業務を行うこと。

**第三十六条** 職業訓練法人は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（登記）

**第三十七条** 職業訓練法人は、都道府県知事の認可を受けなければ、設立することができない。

2 職業訓練法人は、社団であるものにあつては定款で、財団であるものにあつては寄附行為で、

次との事項を定めなければならない。

（設立等）

**第三十八条** 職業訓練法人のための施設を設置する場合には、その位置及び名称

三 認定職業訓練のための施設を設置する場合には、その位置及び名称

四 主たる事務所の所在地

五 社団である職業訓練法人にあつては、社員の資格に関する事項



	2 都道府県知事は、職権で、いつでも職業訓練法人の業務及び財産の状況を検査することができる。
(解散)	2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。
<b>第四十条</b> 職業訓練法人は、次の理由によつて解散する。 (清算人の申出の催告等)	2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行つたために必要な一切の行為をすることができる。
一定款又は寄附行為で定めた解散理由の発生	1 清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。
目的とする事業の成功の不能	2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知っている債権者を除斥することができない。
社団である職業訓練法人にあつては、総会の決議	3 清算人は、知っている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。
社団である職業訓練法人にあつては、社員の欠亡	4 第一項の公告は、官報に掲載してする。
破産手続開始の決定	5 第一項の公告は、官報に掲載してする。
設立の認可の取消し	6 第一項の公告は、官報に掲載してする。
前項第二号に掲げる理由による解散は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。	7 第一項の公告は、官報に掲載してする。
(職業訓練法人についての破産手続の開始)	8 第一項の公告は、官報に掲載してする。
3 社団である職業訓練法人は、総社員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。	9 第一項の公告は、官報に掲載してする。
4 第一項第一号、第三号又は第四号に掲げる理由により職業訓練法人が解散したときは、清算人は、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。	10 第一項の公告は、官報に掲載してする。
(職業訓練法人についての破産手続の開始)	11 第一項の公告は、官報に掲載してする。
第四十条の二 職業訓練法人がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなつた場合には、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をす	12 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。
2 前項に規定する場合には、理事は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。 (設立の認可の取消し)	13 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。
第四十一条 都道府県知事は、職業訓練法人が次の各号のいずれかに該当する場合には、その設立の認可を取り消すことができる。	14 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。
一 正當な理由がないのに一年以上認定職業訓練を行わないとき。	15 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。
二 その運営が法令若しくは寄附行為に違反し、又は著しく不当であると認められる場合においてその改善を期待することができないとき。	16 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。
(清算中の職業訓練法人の能力)	17 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。
第四十二条 都道府県知事は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。	18 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。
(清算人)	19 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。
第四十三条 職業訓練法人が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事事がその清算人となる。ただし、定款若しくは寄附行為に別段の定めがあるとき、又は総会において理事以外の者を選任したときは、この限りでない。	20 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。
(裁判所による清算人の選任)	21 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。
第四十四条 前条の規定により清算人となる者がないときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算をおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。	22 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。
(清算人の解任)	23 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。
第四十五条 前条の規定により清算人となる者がないときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。	24 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。
(清算人の届出)	25 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。
第四十六条 清算中に就職した清算人は、その氏名及び住所を都道府県知事に届け出なければならぬ。	26 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。
(清算人の職権及び権限)	27 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。
第四十七条 清算人の職務は、次のとおりとする。	28 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。
一 現務の結了	29 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。
二 債権の取立て及び債務の弁済	30 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。
三 残余財産の引渡し	31 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。
(債権の申出の催告等)	32 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。
第四十八条 清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。	33 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。
(債権者による債権の申出)	34 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。
第四十九条 清算人は、前項各号に掲げる職務を行つたために必要な一切の行為をすることができる。	35 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。
(清算の監督等に関する事件の管轄)	36 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。
第五十条 職業訓練法人の清算は、裁判所の監督に属する。	37 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。
裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をることができる。	38 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。
職業訓練法人の清算を監督する裁判所は、職業訓練法人の業務を監督する都道府県知事に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。	39 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。
(清算の監督等に関する事件の管轄)	40 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。
第五十一条 清算が結了したときは、清算人は、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。	41 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。
(不服申立ての制限)	42 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。
第五十二条 清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。	43 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

(裁判所の選任する清算人の報酬)

**第四十二条の六** 裁判所は、第四十一条の四の規定により清算人を選任した場合には、職業訓練法人が当該清算人に対し支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聽かなければならない。

**第四十二条の七** 削除  
(検査役の選任)

**第四十二条の八** 裁判所は、職業訓練法人の清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

**2 第四十二条の五及び第四十二条の六の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、同条中「清算人及び監事」とあるのは、「職業訓練法人及び検査役」と読み替えるものとする。**

(都道府県の執行機関による厚生労働大臣の事務の処理)

**第四十二条の九** 厚生労働大臣は、政令で定めるところにより、職業訓練法人に対する監督上の命令又は設立の認可の取消しについて、都道府県の執行機関に対し指示をすることができる。

(準用)

**第四十三条** 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第四条、第七十八条、第一百五十八条及び第一百六十四条の規定は、職業訓練法人について準用する。

**第五章 職業能力検定**

## 第一節 技能検定

**(技能検定)** 技能検定は、厚生労働大臣が、厚生労働省令で定める職種(以下この条において「検定職種」という。)ごとに、厚生労働省令で定める等級に区分して行う。ただし、検定職種のうち、等級に区分することが適当でない職種として厚生労働省令で定めるものについては、等級に区分しないで行うことができる。

**2 前項の技能検定(以下この章において「技能検定」という。)の合格に必要な技能及びこれに**

**(受検資格)** 技能検定は、厚生労働省令で定める職種ごとに、厚生労働省令で定める。

**3 技能検定は、実技試験及び学科試験によつて行う。**

**4 実技試験の実施方法は、検定職種ごとに、厚生労働省令で定める。**

**第五十条** 技能検定を受けることができる者は、次の者とする。

**一 厚生労働省令で定める準則訓練を修了した者**

**二 厚生労働省令で定める実務の経験を有する者**

**三 前二号に掲げる者に準ずる者で、厚生労働省令で定めるもの**

(技能検定の実施)

**第四十六条** 厚生労働大臣は、毎年、技能検定の実施計画を定め、これを関係者に周知させなければならぬ。

**2 都道府県知事は、前項に規定する計画に従い、第四十四条第三項の実技試験及び学科試験(以下「技能検定試験」という。)の実施その他技能検定に関する業務で、政令で定めるものを行うものとする。**

**3 厚生労働大臣は、技能検定試験に係る試験問題及び試験実施要領の作成並びに技能検定試験の実施に関する技術的指導その他技能検定試験に関する業務の一部を中央職業能力開発協会に行わせることができる。**

**4 都道府県知事は、技能検定試験の実施その他技能検定試験に関する業務の一部を都道府県職業能力開発協会に行わせることができる。**

**第四十七条** 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、事業主の団体若しくはその連合団体又は一般社団法人若しくは一般財団法人、法人である労働組合その他の営利を目的とした法人であつて、次の各号のいずれにも適合していると認めるものとしてその指定する者(以下

「指定試験機関」という。)に、技能検定試験に関する業務のうち、前条第二項の規定により都道府県知事が行うもの以外のもの(合格の決定に関するものを除く。以下この条及び第九十六条の二において「技能検定試験業務」という。)の全部又は一部を行わせることができる。

**一 職員、設備、技能検定試験業務の実施の方法その他の事項についての技能検定試験業務の実施に関する計画が、技能検定試験業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。**

**二 前号の技能検定試験業務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。**

**3 技能検定試験業務に従事する指定試験機関の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用について得た秘密を漏らしてはならない。**

**4 厚生労働大臣は、指定試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて技能検定試験業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。**

**一 第一項各号の要件を満たさなくなつたと認められるとき。**

**二 不正な手段により第一項の規定による指定を受けたとき。**

**(報告等)** 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、指定試験機関に対してその業務に関する必要な報告を求め、又はその職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

**2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。**

**3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。**

**4 第四十九条** 技能検定に合格した者には、厚生労働省令で定めるところにより、合格証書を交付する。

**(合格者の名称)** 技能検定に合格した者は、技能士と称することができる。

**第五十条** 技能検定に合格した者は、前項の規定により技能士と称するときは、その合格した技能検定に係る職種及び等級(当該技能検定が等級に区分しないで行われたものである場合にあつては、職種)を表示してするものとし、合格していない技能検定に係る職種又は等級を表示してはならない。

**3 厚生労働大臣は、技能士が前項の規定に違反して合格していない技能検定の職種又は等級を表示した場合には、二年以内の期間を定めて技能士の名称の使用の停止を命ずることができる。**

**4 技能士でない者は、技能士という名称を用いてはならない。**

**(職業能力検定に関する基準の整備)** 第五十条の二 厚生労働大臣は、職業能力検定(技能検定を除く。以下この条において同じ。)の振興を図るため、事業主その他の関係者が職業能力検定を適正に実施するために必要な事項に関する基準を定めるものとする。

**(厚生労働省令への委任)** 第五十一条 この章に定めるもののほか、職業能力検定に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

**第六章 職業能力開発協会**

**第一節 中央職業能力開発協会**

**(中央協会の目的)** 第五十二条 中央職業能力開発協会(以下「中央協会」という。)は、職業能力の開発及び向上の促進の基本理念の具現に資するため、都道府県職業能力開発協会の健全な発展を図るとともに、

国及び都道府県と密接な連携の下に第五条第一項に規定する職業能力の開発（第五十五条第一項において単に「職業能力の開発」という。）の促進を図ることを目的とする。

**第五十三条** 中央協会は、法人とする。

2 中央協会でないものは、その名称中に中央職業能力開発協会という文字を用いてはならない。

**第五十四条** 中央協会は、全国を通じて一個とする。

（業務）

中央協会は、第五十二条の目的を達成するため、次の業務を行うものとする。

一 会員の行う職業訓練、職業能力検定その他の職業能力の開発に関する業務についての指導及び連絡を行うこと。

二 事業主等の行う職業訓練に従事する者及び都道府県技能検定委員の研修を行うこと。

三 職業訓練、職業能力検定その他職業能力の開発に関する情報及び資料の提供並びに広報を行うこと。

四 職業訓練、職業能力検定その他職業能力の開発に関する調査及び研究を行うこと。

五 職業訓練、職業能力検定その他職業能力の開発に関する国際協力を行うこと。

六 前各号に掲げるもののほか、職業能力の開発の促進に関する必要な業務を行うこと。

2 中央協会は、前項各号に掲げる業務のほか、第四十六条第三項の規定による技能検定試験に関する業務を行うものとする。

（会員の資格）

第五十六条 中央協会の会員の資格を有するものは、次のものとする。

一 都道府県職業能力開発協会

二 職業訓練及び職業能力検定の推進のための活動を行う全国的な団体

三 前二号に掲げるもののほか、定款で定めるもの

（加入）

第五十七条 都道府県職業能力開発協会は、すべて中央協会の会員となる。

2 中央協会は、前条第二号又は第三号に掲げるものが中央協会に加入しようとするときは、正當な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入について不當な条件をつけてはならない。

（会費）

第五十八条 中央協会は、定款で定めるところにより、会員から会費を徴収することができる。

（発起人）

中央協会を設立するには、五以上の都道府県職業能力開発協会が発起人となることを要する。

（創立総会）

第六十条 発起人は、定款を作成し、これを会議の日時及び場所とともに会議の開催日の少なくとも二週間前までに公告して、創立総会を開かなければならない。

2 定款の承認その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

3 創立総会の議事は、会員の資格を有するもので、その創立総会の開催日までに発起人に対して会員となる旨を申し出たものの二分の一以上が出席して、その出席者の議決権の三分の二以上の多数で決する。

（設立の認可）

第六十一条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款及び厚生労働省令で定める事項を記載した書面を厚生労働大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

（定款）

第六十二条 中央協会の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 主たる事務所の所在地  
四 業務に関する事項  
五 会員の資格に関する事項  
六 会議に関する事項  
七 役員に関する事項  
八 中央技能検定委員に関する事項  
九 会計に関する事項  
十 会員に関する事項  
十一 会費に関する事項  
十二 事業年度  
十三 解散に関する事項  
十四 定款の変更に関する事項  
十五 公告の方法

2 定款の変更は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（役員）

第六十三条 中央協会に、役員として、会長一人、理事長一人、理事五人以内及び監事二人以内を置く。

2 中央協会に、役員として、前項の理事及び監事のほか、定款で定めるところにより、非常勤の理事及び監事を置くことができる。

3 会長は、中央協会を代表し、その業務を総理する。

4 理事長は、中央協会を代表し、定款で定めるところにより、会長を補佐して中央協会の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

5 理事は、定款で定めるところにより、会長及び理事長を補佐して中央協会の業務を掌理し、会長及び理事長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び理事長が欠員のときはその職務を行ふ。

6 監事は、中央協会の業務及び経理の状況を監査する。

7 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、会長又は厚生労働大臣に意見を提出することができる。

8 監事は、会長、理事長、理事又は中央協会の職員を兼ねてはならない。

（役員の任免及び任期）

第六十四条 役員は、定款で定めるところにより、総会において選任し、又は解任する。ただし、設立当時の役員は、創立総会において選任する。

2 前項の規定による役員の選任は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 会長及び理事長の任期は、四年以内において定款で定める期間とし、理事及び監事の任期は、二年以内において定款で定める期間とする。ただし、設立当時の会長及び理事長の任期は、一年以内において創立総会で定める期間とする。

2 以内において創立総会で定める期間とし、設立当時の理事及び監事の任期は、一年以内において創立総会で定める期間とする。

3 役員は、再任されることができる。

4 （代表権の制限）

第六十五条 中央協会に、参与を置く。

2 代表権を有しない。この場合には、定款で定めるところにより、監事が中央協会を代表する。

3 参与は、中央協会の業務の運営に関する重要な事項に参与する。

4 参与は、職業訓練又は職業能力検定に関する学識経験のある者のうちから、会長が委嘱する。

5 前三项に定めるもののほか、参与に関し必要な事項は、定款で定める。

(中央技能検定委員)

**第六十七条** 中央協会は、第五十五条第二項の規定により技能検定試験に係る試験問題及び試験実施要領の作成に関する業務その他技能検定試験の実施に係る技術的な事項に関する業務を行う場合に、中央技能検定委員に行わせなければならない。

2 中央協会は、中央技能検定委員を選任しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

(決算関係書類の提出及び備付け等)

2 会長は、通常総会の開催日の一週間前までに、事業報告書、貸借対照表、収支決算書

及び財産目録（以下「決算関係書類」という。）を監事に提出し、かつ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならぬ。

2 会長は、監事の意見書を添えて決算関係書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならぬ。

3 前項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、電子磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして厚生労働省令で定めるものをいう。）の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合において、会長は、当該監事をもつて、当該監事の意見書の添付したものとみなす。

(総会)

2 会長は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回、通常総会を招集しなければならない。

3 会長は、必要があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。

**第六十九条** 会長は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回、通常総会を招集しなければならない。

2 会長は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回、通常総会を招集することができる。

3 会長は、必要があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。

3 前項に規定する団体がない場合には、当該残余財産は、国に帰属する。

(決算関係書類の提出)

**第七十三条** 中央協会は、毎事業年度、通常総会の終了の日から一月以内に、決算関係書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 中央協会は、前項の規定により決算関係書類を厚生労働大臣に提出するときは、当該事業年度の決算関係書類に関する監事の意見書を添付しなければならない。

(報告等)

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告等)

2 厚生労働大臣は、中央協会の運営が法令若しくは定款に違反し、又は不当であると認めるときは、中央協会に対して、これを是正すべきことを勧告し、及びその勧告によつてもなお改善されない場合には、次の各号のいずれかに掲げる処分をすることができる。

1 業務の全部又は一部の停止を命ずること。

2 設立の認可を取り消すこと。

(中央協会に対する助成)

**第七十六条** 国は、中央協会に対して、その業務に関し必要な助成を行うことができる。

(中央協会の役員等の秘密保持義務等)

**第七十七条** 中央協会の役員若しくは職員（中央技能検定委員を含む。）又はこれらの職にあつた者は、第五十五条第二項の規定により中央協会が行う技能検定試験に関する業務に係る職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

2 第五十五条第二項の規定により中央協会が行う技能検定試験に関する業務に従事する中央協会の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(准用)

**第七十八条** 第三十四条の規定は中央協会の登記について、第三十七条、第三十七條の七、第三十八条の三第二項、第三十八条の四及び第三十八条の六から第三十八条の八まで並びに一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第四条及び第七十八条の規定は中央協会の設立、管理及び運営について、第四十条の二、第四十一条の二、第四十一条の四、第四十一条の五、第四十一条の七から第四十二条の十まで及び第四十二条の二から第四十二条の八までの規定は中央協会の解散及び清算について、それぞれ準用する。この場合において、第三十七条第二項、第三十七条の七及び第四十二条の三中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、第四十一条の四中「前条」とあるのは「第七十一条」と、第四十二条の二第三項中「職業訓練法人の業務を監督する都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、同条第四項中「前項に規定する都道府県知事は、同項」とあるのは「厚生労働大臣は、前項」と読み替えるものとする。

**第二節 都道府県職業能力開発協会**

(都道府県協会の目的)

都道府県職業能力開発協会（以下「都道府県協会」という。）は、職業能力の開発及び向上の促進の基本理念の具現に資するため、都道府県の区域内において、当該都道府県と密接な連携の下に第五条第一項に規定する職業能力の開発（以下単に「職業能力の開発」という。）の促進を図ることを目的とする。

**第七十九条** 都道府県職業能力開発協会（以下「都道府県協会」という。）は、職業能力の開発及び向上の促進の基本理念の具現に資するため、都道府県の区域内において、当該都道府県と密接な連携の下に第五条第一項に規定する職業能力の開発（以下単に「職業能力の開発」という。）の促進を図ることを目的とする。

(人格等)

**第八十条** 都道府県協会は、法人とする。  
2 都道府県協会でないものは、その名称中に都道府県名を冠した職業能力開発協会という文字を用いてはならない。

(数等)

**第八十一条** 都道府県協会は、都道府県ごとに一個とし、その地区は、都道府県の区域による。

(業務)

**第八十二条** 都道府県協会は、第七十九条の目的を達成するため、次の業務を行うものとする。  
一 会員の行う職業訓練、職業能力検定その他職業能力の開発に関する業務についての指導及び連絡を行うこと。  
二 職業訓練及び職業能力検定に関する技術的事項について事業主、労働者等に対して、相談に応じ、並びに必要な指導及び援助を行うこと。  
三 事業主、労働者等に対し、技能労働者に関する情報の提供等を行うこと。  
四 事業主等の行う職業訓練でその地区内において行われるものに従事する者の研修を行うこと。

五 その地区内における職業訓練、職業能力検定その他職業能力の開発に関する情報及び資料の提供並びに広報を行うこと。

六 その地区内における職業訓練、職業能力検定その他職業能力の開発に関する調査及び研究を行ふこと。

七 職業訓練、職業能力検定その他職業能力の開発に関する国際協力でその地区内において行わられるものについての相談その他の援助を行うこと。

八 前各号に掲げるもののほか、その地区内における職業能力の開発の促進に関し必要な業務を行ふこと。

2 都道府県協会は、前項各号に掲げる業務のほか、第四十六条第四項の規定による技能検定試験に関する業務を行うものとする。

(会員の資格等)

**第八十三条** 都道府県協会の会員の資格を有するものは、次のものとする。

一 都道府県協会の地区内に事務所を有する事業主等で、職業訓練又は職業能力検定を行ふもので、定款で定めるもの

三 前二号に掲げるもののほか、定款で定めるもの

2 都道府県協会は、前項各号に掲げるものが都道府県協会に加入しようとするときは、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入について不当な条件を付けてはならない。(発起人)

**第八十四条** 都道府県協会を設立するには、その会員になろうとする五以上のものが発起人となることを要する。(役員等)

**第八十五条** 都道府県協会に、役員として、会長一人、理事三人以内及び監事一人を置く。

2 都道府県協会に、役員として、前項の理事及び監事のほか、定款で定めるところにより、非常勤の理事及び監事を置くことができる。

3 都道府県協会に、参与を置く。

(都道府県技能検定委員)

**第八十六条** 都道府県協会は、第八十二条第二項の規定により技能検定試験の実施に関する業務を行ふ場合には、当該業務のうち技能の程度の評価に係る事項その他の技術的な事項については、都道府県技能検定委員に行わせなければならない。

2 都道府県協会は、都道府県技能検定委員を選任しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

(都道府県協会に対する助成)

**第八十七条** 都道府県は、都道府県協会に対して、その業務に關し必要な助成を行うことができること。

2 国は、前項に規定する助成を行う都道府県に対して、これに要する経費について補助することができる。

(国等の援助)

**第八十八条** 国及び都道府県は、公共職業能力開発施設その他の適當な施設を都道府県協会に使用させる等の便益を提供するよう努めなければならない。

(都道府県協会の役員等の秘密保持義務等)

**第八十九条** 都道府県協会の役員若しくは職員(都道府県技能検定委員を含む)又はこれらの職にあつた者は、第八十二条第三項の規定により都道府県協会が行う技能検定試験に関する業務に係る職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盜用してはならない。

2 第八十二条第二項の規定により都道府県協会が行う技能検定試験に関する業務に従事する都道府県協会の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(準用等)

**第九十条** 第三十四条の規定は都道府県協会の登記について、第三十七条、第三十七条の七、第三十八条の三第三項、第三十八条の四、第三十八条の六から第三十八条の八まで、第五十八条、第六十条から第六十二条まで、第六十三条第二項、第五項(理事長に係る部分を除く)、第六項及び第八項(理事長に係る部分を除く)、第六十四条、第六十五条(理事長に係る部分を除く)、第六十六条第二項から第四項まで、第六十八条、第六十九条並びに第七十三条から第七十五条まで並びに一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第四条及び第七十八条の規定は都道府県協会の設立、管理及び運営について、第四十条の二、第四十一条の二、第四十一条の四、第四十一条の五、第四十一条の七から第四十一条の十まで、第四十二条の二から第四十二条の八まで、第七十条から第七十二条まで及び第七十五条の規定は都道府県協会の解散及び清算について、それぞれ準用する。この場合において、第四十一条の四中「前条」とあるのは、「第九十条第一項において準用する第七十七条」と、第六十一条、第六十二条第二項、第六十四条第二項、第七十条第二項、第七十一条第一項、第七十二条第一項、第七十三条、第七十四条第一項及び第七十五条中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第六十二条第一項第九号中「中央技能検定委員」とあるのは「都道府県技能検定委員」と、第七十二条第三項中「国」とあるのは「都道府県」と読み替えるものとする。

2 厚生労働大臣は、都道府県協会の運営が法令若しくは定款に違反し、又は不當であると認めるときは、都道府県知事に対し、都道府県協会に対してこれを是正すべきことを勧告するよう指示することができる。

3 厚生労働大臣は、第一項において準用する第七十五条に規定する場合において、都道府県知事に対し、同条各号のいずれかに掲げる処分をするよう指示することができる。

**第七章 雜則**  
(都道府県に置く審議会等)

**第九十一条** 都道府県は、都道府県職業能力開発計画その他職業能力の開発に関する重要事項を調査審議させるため、条例で、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

2 前項に規定するもののほか、同項の審議会その他の合議制の機関に關し必要な事項は、条例で定める。

(職業訓練等に準ずる訓練の実施)

**第九十二条** 公共職業能力開発施設、職業能力開発総合大学校及び職業訓練法人は、その業務の遂行に支障のない範囲内で、その行う職業訓練又は指導員訓練に準ずる訓練を次に掲げる者に対し行ふことができる。

2 前項に規定するものの中では、都道府県技能検定委員を選任しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

1 労働者を雇用しないで事業を行うことを常態とする者



る検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした中央協会又は都道府県協会の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

**第一百四条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第九十九条の二、第一百条第一号から第三号まで、第一百二条第一号から第四号まで

又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

**第一百五条** 第三十条の十五第二項（第三十条の二十六において準用する場合を含む。）又は第四十七条第四項の規定による厚生労働大臣の命令に違反した場合には、その違反行為をした登録試験機関、指定登録機関又は指定試験機関の役員は、五十万円以下の過料に処する。

**第一百五条の二** 第三十条の十一第一項の規定に違反して、財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ場合には、その違反行為をした登録試験機関の役員又は職員は、二十万円以下の過料に処する。

**第一百六条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした中央協会又は都道府県協会の発起人、役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 第五十五条又は第八十二条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

二 第五十七条第二項又は第八十三条第二項の規定に違反したとき。

三 第六十八条第二項（第三十条第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に違反して、第六十八条第一項に規定する書類を備えて置かないとき。

四 第七十二条第一項（第九十条第一項において準用する場合を含む。）の認可を受けないで財産を処分したとき。

五 第七十三条（第九十条第一項において準用する場合を含む。）の規定による厚生労働大臣の命令に違反したとき。

六 第七十五条第一号（第九十条第一項において準用する場合を含む。）の規定による厚生労働大臣の命令に違反したとき。

七 第七十八条又は第九十条第一項において準用する第三十四条第一項の規定に違反したとき。

八 第七十八条又は第九十条第一項において準用する第四十条の二第二項又は第四十一条の十第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てをしなかつたとき。

九 第七十八条又は第九十条第一項において準用する第四十一条の八第一項又は第四十一条の十第一項の規定による公告をせず、又は不正の公告をしたとき。

十 第七十八条又は第九十条第一項において準用する第四十二条の二第二項の規定による裁判所の検査を妨げたとき。

十一 事業報告書、貸借対照表、収支決算書又は財産目録に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

一二 第三十三条又は第九十二条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

一三 第三十四条第一項の規定に違反したとき。

一四 第三十九条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

一五 第三十七条の二第二項の規定に違反して、財産目録を備えて置かないとき。

一六 第四十条の二第二項又は第四十二条の二第二項の規定による都道府県知事又は裁判所の検査を妨げたとき。

一七 第四十二条第二項又は第三項の認可を受けないで残余財産を処分したとき。

一八 第四十二条第二項又は第三項の認可を受けないで残余財産を処分したとき。

一九 財産目録に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

**第一百八条** 第十七条、第二十七条第四項、第二十二条第二項、第五十三条第二項又は第八十条第二項の規定に違反したもの（法人その他の団体であるときは、その代表者）は、十万円以下の過料に処する。

#### 附 則 抄

##### （施行期日）

**第一条** この法律（以下「新法」という。）は、昭和四十四年十月一日から施行する。ただし、第六章の規定、第一百三条から第百六条までの規定及び第一百八条の規定（第六十七条第二項及び第八十七条第二項に係る部分に限る。）並びに附則第八条第一項の規定は、公布の日から施行する。

##### （法律の廃止）

**第二条** 職業訓練法（昭和三十三年法律第百三十三号）は、廃止する。

##### （技能照査に関する経過措置）

**第三条** 新法第十二条第一項の規定は、昭和四十五年四月一日以後に高等訓練課程の養成訓練を行つた者について適用する。

##### （公共職業訓練施設に関する経過措置）

**第四条** 附則第二条の規定による廃止前の職業訓練法（以下「旧法」という。）第五条から第八条までの規定による一般職業訓練所、総合職業訓練所、職業訓練大学校又は身体障害者職業訓練所は、それぞれ新法第十五条から第十八条までの規定による専修職業訓練校、高等職業訓練校、職業訓練大学校又は身体障害者職業訓練校となるものとする。

**第五条** 新法第十九条第一項の規定により都道府県又は市町村が設置した高等職業訓練校は、新法第六条第一項各号に掲げる業務のほか、当分の間、新法第十五条第一号に掲げる業務を行なうことができる。

##### （認定職業訓練に関する経過措置）

**第六条** 新法の施行の際現になされている旧法第十二条第一項の認可（市町村に係る認可を除く。）又は旧法第十五条第一項若しくは第十六条第一項の認定は、高等訓練課程の養成訓練に係る新法第二十四条第一項の認定とみなす。

##### （職業訓練指導員免許に関する経過措置）

**第七条** 新法の施行の際現に旧法第二十五条第一項の技能検定を受けた者は、新法第二十九条第一項又は第二項の規定による免許の取消しとみなす。

##### （技能検定に関する経過措置）

**第八条** 新法の施行の際現に旧法第二十五条第一項の技能検定（前項の規定に基づく技能検定を含む。）に合格した者は、

##### （職業訓練審議会に関する経過措置）

**第九条** 旧法第三十条又は第三十二条の規定による中央職業訓練審議会又は都道府県職業訓練審議会は、それぞれ新法第九十五条又は第九十七条の規定による中央職業訓練審議会又は都道府県職業訓練審議会となるものとする。

#### 附 則 （昭和四七年六月八日法律第五七号） 抄

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(政令への委任)  
第二条 この附則に定めるものほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定めることとする。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和四九年一二月二八日法律第一一七号)

この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五一年五月二八日法律第三六号) 抄

(施行期日) この法律は、昭和五十一年十月一日から施行する。

附 則 (昭和五三年五月八日法律第四〇号) 抄

(施行期日) この法律は、昭和五十三年十月一日から施行する。

第一条 この法律は、昭和五十三年十月一日から施行する。ただし、第二十四条、第三十二条、第六十一条、第六十九条、第七十条、第七十一条及び四十四条から第六十一条まで、第六十四条、第六十七条、第六十九条、第七十条、第七十一条及び四十五条から第五十二条まで、第六十六条、第六十七条、第六十八条及び第六十九条の改正規定並びに第七十三条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第七十五条及び第七十六条の改正規定、第七十七条の次に五条を加える改正規定、第八十条、第八十四条から第八十六条まで、第八十七条、第八十九条、第九十条及び第九十二条の改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、第九十三条の次に一条を加える改正規定、第九十四条、第一百三条、第一百四条、第一百六条及び四十五条から第五十二条まで、第六十四条、第六十七条、第六十九条、第七十条、第七十一条及び四十六条の改正規定並びに第六十八条の改正規定、「第二十二条」を「第十四条第二項、第二十七号第四項」に改める部分を除く。並びに次条第二項、附則第十条第二項及び第二十条から第二十三条までの規定並びに附則第二十四条の規定(労働省設置法(昭和二十四年法律第六百六十二号)第十条の二第三号の改正規定を除く。)は、昭和五十四年四月一日から施行する。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にその名称中に職業訓練校という文字を用いているものについては、改正後の職業訓練法(以下「新法」という。)第十四条第二項の規定は、この法律の施行後

六月間は、適用しない。

(公共職業訓練施設に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に改正前の職業訓練法(以下「旧法」という。)第十五条第二項又は第十九条第一項の規定により都道府県又は市町村が設置している専修職業訓練校及び高等職業訓練校は、新法第十四条第一項第一号に掲げる職業訓練校となるものとする。

この法律の施行の際現に旧法第十八条第二項の規定によりされている委託は、新法第十五条第二項の規定により都道府県にされている委託とみなす。

(都道府県職業能力開発協会の設立準備行為)

第四条 都道府県職業能力開発協会の会員になろうとするものは、昭和五十四年四月一日前においても、定款の作成、創立総会の開催、設立の認可の申請その他都道府県職業能力開発協会の設立に必要な行為をすることができる。

(職業訓練法人連合会等に関する経過措置)

第五条 職業訓練法第四十四条から第六十一条までの改正規定、同法第六十七条第一項の改正規定及び同法第八十七条第一項の改正規定(以下「法人に関する改正規定」という。)の施行の際現に存する職業訓練法人連合会及び職業訓練法人中央会、中央技能検定協会並びに都道府県技能検定協会(これらの法人であつて、清算中のものを含む。)については、旧法は、法人に関する改正規定の施行後も、なおその効力を有する。

前項の規定によりなお効力を有することとされた旧法は、同項に規定する職業訓練法人連合会及び職業訓練法人中央会、中央技能検定協会並びに都道府県技能検定協会について、同項の規定によりなお効力を有することとされる旧法の同条第二項に規定する失効前)にした行為に対する罰則

及び職業訓練法人連合会、中央技能検定協会並びに都道府県技能検定協会について、同項の規定によりなお効力を有することとされる旧法の同条第二項に規定する失効前)にした行為に対する罰則

3 中央職業能力開発協会が成立した時に現に存する職業訓練法人連合会及び都道府県技能検定協会については、当該都道府県の区域内において都道府県職業能力開発協会が成立するまでの間、都道府県職業能力開発協会とみなして、新法第七十条及び第七十一条第一項の規定を適用する。

第六条 職業訓練法人中央会又は中央技能検定協会は、法人に関する改正規定の施行の日から起算して一年を経過する日までの間ににおいて、総会の議決を経て、中央職業能力開発協会の発起人に對し、その一切の権利及び義務を中央職業能力開発協会が承継すべき旨を申し出しができる。

2 前項の議決については、旧法第五十六条第四項ただし書(旧法第八十六条において準用する場合を含む。)の規定による議決の例による。

3 中央職業能力開発協会の発起人は、第一項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、労働大臣に申請してその認可を受けなければならない。

4 前項の認可があつたときは、職業訓練法人中央会又は中央技能検定協会の一切の権利及び義務は、中央職業能力開発協会の成立の時において中央職業能力開発協会に承継されるものとし、職業訓練法人中央会又は中央技能検定協会は、その時ににおいて解散するものとする。この場合においては、旧法及び他の法令の規定にかかる限り、旧法第五十七条第一項第三号に記載する前項の規定により職業訓練法人中央会又は中央技能検定協会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

5 前項の規定により職業訓練法人中央会又は中央技能検定協会が解散した場合は、前項第三号又は第七十八条第一項第三号に掲げる理由によって解散した職業訓練法人中央会又は中央技能検定協会の解散及び清算の例による。

6 法人に関する改正規定の施行の日から起算して一年を経過した時に現に存する職業訓練法人中央会又は中央技能検定協会は、その時に解散するものとする。この場合においては、旧法第五十七条第一項第三号又は第七十八条第一項第三号に掲げる理由によって解散した職業訓練法人中央会又は中央技能検定協会の解散及び清算の例による。

7 法人に関する改正規定の施行の日から起算して二年を経過する日までの間ににおいて、総会の議決を経て、都道府県職業能力開発協会の設立に必要な行為をするものを含む。)に対し、その一切の権利及び義務を都道府県職業能力開発協会が承継すべき旨を申し出しができる。

8 前項の議決については、旧法第五十六条第四項ただし書(旧法第九十四条において準用する場合を含む。)の規定による議決の例による。

9 附則第六条第三項から第五項まで及び前条の規定は、職業訓練法人連合会又は都道府県技能検定協会について準用する。この場合において、附則第六条第三項中「中央職業能力開発協会の発起人」とあるのは、「都道府県職業能力開発協会の発起人(附則第四条の規定により都道府県職業能力開発協会の設立に必要な行為をするものを含む。)」と、「第一項」とあるのは、「附則第八条第一項」と、「労働大臣」とあるのは、「都道府県知事」と、同条第四項中「中央職業能力開発協会」とあるのは、「都道府県職業能力開発協会」と、前条中「一年」とあるのは、「二年」と、「第七十八条第一項」とあるのは、「第九十四条において準用する旧法第七十八条第一項」と、「第七十八条第一項第三号」とあるのは、「第九十四条において準用する旧法第七十八条第一項第三号」と読み替えるものとする。

(政令への委任)  
第九条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定めることとする。

(罰則に関する経過措置)

第十条 この法律の各改正規定の施行前(附則第五条第一項に規定する職業訓練法人連合会及び職業訓練法人中央会、中央技能検定協会並びに都道府県技能検定協会については、同項の規定によりなお効力を有することとされる旧法の同条第二項に規定する失効前)にした行為に対する罰則

2 职業訓練法第一百三条の改正規定の施行前(附則第五条第一項に規定する中央技能検定協会及び都道府県技能検定協会については、同項の規定によりなお効力を有することとされる旧法の同条

第二項に規定する失効前)に中央技能検定協会又は都道府県技能検定協会の役員又は職員の職にあつた者が職業訓練法第三百三十三条の改正規定の施行後(附則第五条第一項に規定する中央技能検定協会及び都道府県技能検定協会については、同項の規定によりなお効力を有することとされる旧法の同条第二項に規定する失効後)にした旧法第八十五条(旧法第九十四条において準用する場合を含む。)の規定に違反する行為に対する罰則の適用についても、前項と同様とする。

**附 則 (昭和五四年一二月二〇日法律第六八号) 抄**

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則 (昭和五六年四月二五日法律第二七号) 抄**

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則 (昭和六〇年六月八日法律第五六号) 抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十年十月一日から施行する。ただし、第二条及び第九十九条の改正規定、同条を第九十八条の二とし、同条の次に一条を加える改正規定並びに附則第六条、附則第十五条及び附則第二十四条の規定は、公布の日から施行する。

(職業訓練計画に関する経過措置)

第一条 この法律の施行の際現に改正前の第五条又は第六条の規定により策定されている職業訓練基本計画又は都道府県職業訓練計画は、それぞれ改正後の第五条又は第六条の規定により策定された職業能力開発基本計画又は都道府県職業能力開発計画とみなす。

(認定職業訓練に関する経過措置)

第一条 この法律の施行前に改正前の第二十四条第一項の規定によりされた認定は、改正後の第二十四条第一項の規定によりされた認定とみなす。

(定款又は寄附行為の変更に関する経過措置)

第一条 この法律の施行前に改正後の第三十九条第一項の労働省令で定める事項に係る定款又は寄附行為の変更について行われた改正前の第三十九条第一項の認可の申請は、改正後の第三十九条第三項の届出とみなす。

2 この法律の施行前に行われた前項に規定する定款又は寄附行為の変更(同項に規定する申請が行われたものを除く。)は、改正後の第三十九条第三項の規定の適用については、この法律の施行の日に行われたものとみなす。

(職業訓練審議会に関する経過措置)

第一条 改正前の第九十五条又は第九十七条の規定による中央職業訓練審議会又は都道府県職業訓練審議会は、それぞれ改正後の第九十五条又は第九十七条の規定による中央職業能力開発審議会又は都道府県職業能力開発審議会となるものとする。

(職業訓練施設の経費の負担等に関する経過措置)

第一条 改正後の第九十九条の規定は、昭和六十年度の予算に係る交付金から適用し、昭和五十九年度以前の年度の予算に係る改正前の第九十九条の規定に基づく負担金については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則 (昭和六一年一二月二六日法律第一〇九号) 抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(その他の処分、申請等に係る経過措置)

第六条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第八条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)でこの法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十二年六月一日法律第四一号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。

(職業能力開発促進法の一部改正に伴う経過措置)

第二十八条 この法律の施行の際現に改正前の職業能力開発促進法第十六条の規定により設置されている身体障害者職業訓練校は、前条の規定による改正後の職業能力開発促進法第十五条第二項第四号の障害者職業訓練校となるものとする。

2 この法律の施行の際現にその名称中に障害者職業訓練校という文字を用いているものについては、前条の規定による改正後の職業能力開発促進法第十七条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十一条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

第三十二条 この法律の施行前にした行為(旧法第八十五条第一項第二号に違反する行為に該当するもので、附則第三条の規定によりこの法律の施行の時にその効力を失う旧法第十五条第一項の規定による命令に係るものと除く。)及び附則第十二条の規定により従前の例によることとされる事項に関するこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(附 則 (平成四年六月三日法律第六七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 目次の改正規定(「第九十八条」を「第九十七条の二」に改める部分に限る。)、第十五条の次に四条、節名及び一条を加える改正規定中第十五条の次に四条を加える部分(第十五条の五に係る部分に限る。)、第九十八条の前に一条を加える改正規定並びに第一百七条第一号の改正規定並びに附則第四条の規定 公布の日

二 第百三条及び第四条の改正規定、第一百六条の改正規定、第一百七条の改正規定(「五万円」を「二十万円」に改める部分に限る。)並びに第一百八条の改正規定 公布の日から起算して一月を経過した日

(公共職業訓練施設に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に改正前の職業能力開発促進法(次項において「旧法」という。)第十六条第一項又は第二項の規定により国、都道府県又は市町村が設置している職業訓練校、職業訓練短期大学校、技能開発センター又は障害者職業訓練校は、それぞれ改正後の職業能力開発



は、それぞれ第三百八十五条の規定による改正後の職業能力開発促進法第十六条第三項の規定によりされた同意又は協議の申出とみなす。

(国等の事務)  
第一百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前ににおいて、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(处分、申請等に関する経過措置)

第一百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日ににおいてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第一百六十二条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

第一百六十三条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第一百六十四条 この法律の施行前に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)  
第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新規の経過措置を含む。)は、政令で定める。

地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十五条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 附 則（平成一一年七月一六日法律第一〇二号）抄

(施行期日)  
第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)  
第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から三十まで 略

三十一 中央職業能力開発審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成一一年一二月八日法律第一五一号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

第三条 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

一から二十五まで 略

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号）抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則（平成一三年四月二五日法律第三五号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年十月一日から施行する。ただし、第一条及び第六条の規定並びに次条（第二項後段を除く。）及び附則第六条の規定、附則第十二条の規定（社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）別表第一第二十号の十三の改正規定を除く。）並びに附則第十二条の規定は、同年六月三十日から施行する。

(政令への委任)

第五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

## (罰則に関する経過措置)

**第六条** この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下同じ。)の施行前にした行為並びに附則第二条第三項及び第四条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後に入した行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則** (平成一四年五月七日法律第三五号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成一四年二月一三日法律第一六五号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第六条(障害者の雇用の促進等に関する規定)を除く)、第七条、第八条、第十条及び第十二条から第十九条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

**附 則** (平成一四年一二月一三日法律第一七〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第六条から第九条まで及び第十一条から第十三条までの規定については、平成十六年三月一日から施行する。

**附 則** (平成一六年六月二日法律第七六号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、破産法(平成十六年法律第七十五号)。次条第八項並びに附則第三条第八項、第五条第八項、第十六項及び第二十一項、第八条第三項並びに第十三条において「新破産法」という。)の施行の日から施行する。(政令への委任)

**第十四条** 附則第一条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則** (平成一六年一二月一日法律第一四五七号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則** (平成一六年一二月一日法律第一五〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

**第一条** この法律に関する経過措置

**第四条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則** (平成一七年七月二六日法律第八七号) 抄

この法律は、会社法の施行の日から施行する。

**附 則** (平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄

この法律は、一般社団・財團法人法の施行の日から施行する。

**附 則** (平成一八年六月二一日法律第八一号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。

(検討)

**第三条** 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の職業能力開発促進法及び中小企業労働力確保法の規定について、その施行の状況を勘案しつつ検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**附 則** (平成二三年五月二日法律第三七号) 抄

## (施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定められた日から施行する。

一 略

二 第六条、第十一条、第十三条、第十五条、第十六条、第十八条から第二十条まで、第二十六条、第二十九条、第三十二条、第三十三条(道路法第三十条及び第四十五条の改正規定に限る。)、第三十五条及び第三十六条の規定並びに附則第四条、第五条、第六条第二項、第七条、第十二条、第十四条、第十五条、第十七条、第十八条、第三十条から第三十二条まで、第三十四条、第三十五条、第三十六条第二項、第三十七条、第三十八条(構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十九号)第三十条第一項及び第二項の改正規定に限る。)、第三十九条、第四十条、第四十五条の二及び第四十六条の規定 平成二十四年四月一日

(職業能力開発促進法の一部改正に伴う経過措置)

三 第十六条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、同条の規定による改正後の職業能力開発促進法(次項において「新職業能力開発促進法」という。)第十五条の第六項ただし書の規定に基づく都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同項ただし書に規定する厚生労働省令で定める要件を満たす職業訓練を当該都道府県の条例で定める職業訓練とみなす。

四 第十六条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新職業能力開発促進法第十五条の六第三項の規定に基づく都道府県(新職業能力開発促進法第十六条第二項の規定により市町村が職業能力開発校を設置する場合には、当該市町村を含む。以下この項において同じ。)の条例が制定施行されるまでの間は、新職業能力開発促進法第十五条の六第三項に規定する厚生労働省令で定める要件を満たす職業訓練を当該都道府県の条例で定める職業訓練とみなす。

(罰則に関する経過措置)

五 第二十三条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

六 第二十四条 附則第二条から前条まで及び附則第三十六条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

七 第二十三条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

八 第二十四条 附則第二条から前条まで及び附則第三十六条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

九 第二十三条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

十 第二十四条 附則第二条から前条まで及び附則第三十六条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

十一 第二十三条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

十二 第二十四条 附則第二条から前条まで及び附則第三十六条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

十三 第二十三条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

十四 第二十四条 附則第二条から前条まで及び附則第三十六条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

十五 第二十三条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

十六 第二十四条 附則第二条から前条まで及び附則第三十六条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

十七 第二十三条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

十八 第二十四条 附則第二条から前条まで及び附則第三十六条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

（第一百七十四条、第一百七十八条、第二百八十二条（環境基本法第十六条及び第四十条の二の改正規定に限る。）及び第二百八十七条（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第十五条の改正規定、同法第二十八条第九項の改正規定（「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。）、同法第二十九条第四項の改正規定（「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。）並びに同法第三十四条及び第三十五条の改正規定に限る。）の規定並びに附則第二十三条、第十五条から第二十四条まで、第二十五条第一項、第二十六条、第二十七条第一項から第三项まで、第三十条から第三十二条まで、第三十八条、第四十四条、第四十六条第一項及び第四项、第四十七条から第四十九条まで、第五十一条から第五十三条まで、第五十五条、第五十八条、第五十九条、第六十一条から第六十九条まで、第七十一条、第七十二条第一項から第三項まで、第七十四条から第七十六条まで、第七十八条、第八十条第一項及び第三項、第八十三条、第八十七条（地方税法第五百八十七条の二及び附則第十一条の改正規定を除く。）、第八十九条、第九十条、第九十二条（高速自動車国道法第二十五条の改正規定に限る。）、第一百一条、第一百二条、第一百五条から第一百七条まで、第一百十二条、第一百七十七条（地域における多様な生物の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成二十二年法律第十七号）、第四条第八項の改正規定に限る。）、第一百十九条、第一百二十一条の二並びに第一百二十三条第一項の規定 平成二十四年四月一日

**第三十条** 第四十三条の規定（職業能力開発促進法第十九条、第二十三条、第二十八条及び第三十一条の二の改正規定に限る。以下この条において同じ。）の施行の日から起算して一年を超えない範囲で、前項の措置を講ずる場合（職業能力開発促進法第十九条第一項第一号の措置に該当する場合を除く。）は、前項の規定にかかわらず、この限りでない。

期間内において、第四十三条の規定による改正後の職業能力開発促進法（以下「この条例」）において「新職業能力開発促進法」という。第十九条第一項に規定する都道府県又は市町村の条例が制定施行されるまでの間は、同項に規定する厚生労働省令で定める基準は、当該都道府県又は市町村の条例で定める基準とみなす。

第四十三条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新職業能力開発促

3 進法第二十三条第一項第三号に規定する都道府県又は市町村の条例が制定施行されるまでの間は、同号に規定する厚生労働省令で定める基準を満たす職業訓練は、当該都道府県又は市町村の条例で定める職業訓練とみなす。

第四十三条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新職業能力開発促進法第二十八条第一項に規定する都道府県又は市町村の条例が制定施行されるまでの間は、同項

4 に規定する厚生労働省令で定める基準を満たす者は、当該都道府県又は市町村の条例で定める者とみなす。

第四十三条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新職業能力開発促進法第三十条の二第一項に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同項に規定する厚生労働省令で定める基準を満たす者は、当該都道府県の条例で定める者とみなす。

(罰則に関する経過措置)  
**第八十一条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)  
**第八十二条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則  
(平成二十三年二月四日法律第二二二号)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。次号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

行するがなし沙の名号は抑へる規定は當該名号に附則第六条、第八条、第九条及び第十三条の規定

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

(処分、申請等に関する経過措置)

**第七条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この項において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この項において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又はこの法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

**第八条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

附 則 (平成二十六年六月二五日法律第八二号) 抄

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**第三条** 第六十六条第一項の改正規定、第六十六条の九の次に一条を加える改正規定、第一百四条の改正規定及び第一百六条第一項の改正規定(第六十三条の下に「、第六十六条の十第九項」を加える部分に限る。)並びに附則第二条から第二十四条までを削り、附則第二十五条を附則第二条とし、附則第二十六条を附則第三条とする改正規定及び附則に一条を加える改正規定

布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(施行期日) **附 則 (平成二七年六月二十四日法律第四六号) 抄**

**第一条** この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

**第一条** この法律は、平成二七年九月一八日法律第七二号) 抄

(施行期日)

附 則 (平成二七年九月一八日法律第七二号) 抄

**第一条** この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**第一条** この法律は、平成二七年九月一八日法律第七二号) 抄

(施行期日)

附 則 (平成二七年九月一八日法律第七二号) 抄

**第一条** この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当

該各号に定める日から施行する。

**第一条** この法律は、平成二七年九月一八日法律第七二号) 抄

(施行期日)

附 則 (平成二七年九月一八日法律第七二号) 抄

**第一条** この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**第一条** この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。

**第一条** この法律は、平成二七年九月一八日法律第七二号) 抄

(施行期日)

附 則 (平成二七年九月一八日法律第七二号) 抄

**第一条** この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当

該各号に定める日から施行する。

**第一条** この法律は、平成二七年九月一八日法律第七二号) 抄

(施行期日)

附 則 (平成二七年九月一八日法律第七二号) 抄

**第一条** この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当

該各号に定める日から施行する。

**第一条** この法律は、平成二七年九月一八日法律第七二号) 抄

(施行期日)

附 則 (平成二七年九月一八日法律第七二号) 抄

**第一条** この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当

該各号に定める日から施行する。

**第一条** この法律は、平成二七年九月一八日法律第七二号) 抄

(施行期日)

附 則 (平成二七年九月一八日法律第七二号) 抄

(検討)

**第二条** 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(準備行為)

**第四条** 第五条の規定による改正後の職業能力開発促進法(次項、次条及び附則第六条において「改正後能開法」という。)第三十条の五第一項の登録を受けようとする者は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行前においても、その申請を行うことができる。

2 改正後能開法第三十条の二十四第一項の指定を受けようとする者は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行前においても、その申請を行うことができる。

(職業能力開発促進法の一部改正に伴う経過措置)

**第五条** 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現にキヤリアコンサルタント又はこれに紛らわしい名称を用いている者については、改正後能開法第三十条の二十八の規定は、同号に掲げる規定の施行後六月間は、適用しない。

(職業能力開発促進法の一部改正に伴う調整規定)

**第六条** 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日が行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八条)の施行の日前である場合には、同日の前日までの間ににおける改正後能開法第九十六条の二の規定の適用については、同条中「審査請求」とあるのは、「行政不服審査法(昭和三十七年法律第一百六十号)による審査請求」とし、同条後段の規定は、適用しない。

(罰則に関する経過措置)

**第十八条** この法律(附則第一条第二号及び第三号に掲げる規定は、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**第十九条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日)

附 則 (平成二九年三月三一日法律第一四号) 抄

**第一条** この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当

該各号に定める日から施行する。

**第一条** 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定

公布の日

(二及び三 略)

**第一条** この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当

該各号に定める日から施行する。

**第一条** 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定

公布の日

「第十五条の七」に改める部分に限る。)、同法第三条の二の次に「一条を加える改正規定、同法第九条、第十条の二第二項第一号、第十五条の二第一項第八号及び第十五条の三の改正規定、同法第十五条の七に一項を加える改正規定、同法第十五条の七を同法第十五条の八とし、同法第十五条の六を同法第十五条の七とする改正規定、同法第三章第二節中第十五条の五を第十五条の六とし、第十五条の四を第十五条の五とする改正規定、同法第十五条の三の次に「一条を加えて同じ。」の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この項において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この項において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれららの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又はこの法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定を適用する。

**第八条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**第九条** 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現にキヤリアコンサルタント又はこれに紛らわしい名称を用いている者については、改正後能開法第三十条の二十八の規定は、同号に掲げる規定の施行後六月間は、適用しない。

(職業能力開発促進法の一部改正に伴う経過措置)

**第五条** 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日が行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八条)の施行の日前である場合には、同日の前日までの間ににおける改正後能開法第九十六条の二の規定の適用については、同条中「審査請求」とあるのは、「行政不服審査法(昭和三十七年法律第一百六十号)による審査請求」とし、同条後段の規定は、適用しない。

(罰則に関する経過措置)

**第十八条** この法律(附則第一条第二号及び第三号に掲げる規定は、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**第十九条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日)

附 則 (平成二九年三月三一日法律第一四号) 抄

**第一条** この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当

該各号に定める日から施行する。

**第一条** 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定

公布の日

(二及び三 略)

安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十九号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二条、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

第三十四条 この法律の適用(附則第一条は第4号に掲げる規定にあっては、  
為に対する罰則等の支拂いの委託)は、なほ従前の例による。  
(その)品目別に定められた。(その)委託

**第三十五条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（施行期日）（平成三十一年七月六日法律第七一號）抄

**第二条** この法律（前条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定（次各項その他権利の制限に係る措置を定めるものに限る。）に基づき行われた行政庁の处分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

**第一条** 〔旅行業法〕この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第十八条中社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）別表第一第一十八号の改正規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第二

**第七条** 政府は、会社法（平成十七年法律第八十六号）及び一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることの理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。

**第一条** この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日

二 略  
三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第一条の規定（第

並びにこの附則の規定によりなお從前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適

用については なお従前の例による。  
（西子一）  
（令和元年六月一四日法律第三七号）抄  
（西子一）

一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。)並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条

の規定、附則第十一條中国家公務員退職手当法第十條第十項の改正規定、附則第十四條中青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第四条第一項及び第十八条の

第一第四条、第五十九条、第六十一条から第七十五条（児童福祉法第三十四条の二十の改正規定）

項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」とを削る部分を除く。並びに附則第十五条から第二十二条まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定 令和四年十月一日

**第二十八条** 二の附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め  
る。  
(政令への委任)

附 則  
(令和四年六月一七日法律第六八号)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第三条、第四条、第五条（国家戦略特別区域法第十九条の第一項の改正規定を除く。）、第二章第一節及び第四節、第四十一条（地方自治法第二百五十二条の二十条の改正規定を除く。）、第四十二条から第四十八条まで、第五十条、第五十四条、第五十七条、第六十条、第六十二条规定（第六十六条から第六十九条まで、第七十五条（児童福祉法第三十四条の二十条の改正規定を除く。）、第七十六条、第七十七条、第七十九条、第八十条、第八十二条、第八十四条、第八十七条、第八十八条、第九十条（職業能力開発促進法第三十条の十九第二項第一号の改正規定を